

田原市地域公共交通運賃協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送に係る運賃・料金等を協議するため、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び田原市地域公共交通会議設置要綱(以下「交通会議設置要綱」という。)第12条第2項の規定に基づき、田原市地域公共交通運賃協議会(以下「運賃協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金等に関する事項
- (2) その他田原市地域公共交通会議会長(以下「交通会議会長」という。)が必要と認める事項

(委員)

第3条 運賃協議会の委員は、交通会議設置要綱第4条に定める委員のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 運賃・料金等を定めようとする路線又は運行区域の一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 中部運輸局長(愛知運輸支局長)又はその指名する者
- (4) 市の機関の職員で市長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号に掲げる者にあつては当該運賃・料金等に係る協議が終了するまでとし、その他にあつては田原市地域公共交通会議の委員の任期と同様とする。

(会長)

第5条 運賃協議会に会長を置く。

- 2 会長は、交通会議会長が指名する委員とする。
- 3 会長は、会務を総理し運賃協議会を代表する。

(会議)

第6条 運賃協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員は委任により代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては、出席委員の4分の3をもって決することとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 運賃協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 運賃協議会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和7年6月24日から施行する。